

五	四	三	二	一	件	平	省	○
方	募	發	用振の法發	号	名	平等成	令國財	
法	入	行	等替條律行	称	成を三	第	債務	
決			法項及の	及	三次十	三	の省	
定		方	のび根	び	十年十	發告		
の		法	適そ拠	記	年と五	号行示		

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
利子	の経利 払過 込利 み子率		発行価格 格日	発行価格 格日	振替単位	額最低込額 金面金額	最高額 金額	発行額 額
う算と発第 式し行十 たに、対号 だよ各象に しり支国規 、算払債定 支出期のす 払いに支る 期たお払發 が金い期行 銀額てを日 行を、支後 休支次払の 業払の期各	第十七号に規定する利回り + 表面利率 × 残存年数 100 + $\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100}$	1 + $\left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right] \times \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100}$	いり払募（ 込算込入別 出金決表 もし額定の のたにのと と金加通お す額え知り るを、を） 。払次受 込のけ 期算た 日式者 には 払よ、	いり払募（ 込算込入別 出金決表 もし額定の のたにのと と金加通お す額え知り るを、を） 。払次受 込のけ 期算た 日式者 には 払よ、	出百発平す し円行成るの たに対三。 金つ象十 額き国年 、債五 次ご月 のと七 算に日 式、 に額 よ面 り金 算額	額の振 替記載法 数又の倍 は規定の 記定に 金録に 額はよ に、る に、る 式、 に額 よ面 り金 算額	額割 内面当 訳金額 額で 別で 億表三。 千の千 と九 百 最振 低替 も額口 の面座 と金簿	五四 万四 十 九 億 五千 円四 十 九 七 千 と九 百 五 万八 千 億円

名称及び記号	利回第五付百年国庫債券	利回第五付百年国庫債券	利回第五付百年国庫債券
○ · 一 %	○ · 一 %	○ · 一 %	利率(年)
日年平九成月三二十二	日年平六成月三二十	日年平三成月三二十	償還期限
億七円百九十二	円二百六十億	五十四億円	(発額面行金額)

二	十	九	八	十	十	五					
十	九	八	七	六	五						
込	札	場	利	回	国	發	と	札	還	還	
期	參	所	金	り	債	行	す	の	金	期	
日	加	支		の	対	る	基	額	限		

日本に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。各行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2（別表のとおり）

額面金額百円につき百円が銘柄毎の基準利回は、平成三十一年五月二日付で日本証券業協会会員の平均値の統計値表しれた公債店頭売買参考値の単利利回りとする。

日本銀行から通知を受けた者財務大臣

利 五第十付 回三年国 百庫 二債 十券	利 回第十付 三年国 百庫 十債 四券	利 回第十付 三年国 百庫 十債 三券	利 回第十付 三年国 百庫 十債 二券	利 回第十付 三年国 百庫 十債 一券	利 第十付 三年国 百庫 十債 回券	利 第十付 三年国 百庫 九債 回券	利 回第五付 百年国 三庫 十債 一券	利 回第五付 百年国 二庫 十七債 七券	利 回第五付 百年国 二庫 十債 六券
○ · 八 %	— · — %	— · 三 %	— · 二 %	○ · 八 %	— · ○ %	— · — %	○ · — %	○ · — %	○ · — %
日年平 九成 月三 二十 十四	日年平 三成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	十年平 日十成 二三 月十 二二	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 六成 月三 二十 十二	日年平 三成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十 十三	十年平 日十成 二三 月十 二二
六十億 円	二十二 億 円	億三 円百 六十八	三十六 億 円	四百 四億 円	億三 円百 三十三	一億 円	円三 百 三十 億	円千 二百 十億 円	百二十 億 円

利
第二付
四十国
十年庫
三^一債
回券
)

二
・
九
%

日年平
九成
月三
二十
十一

四
億
円